

高額な医療費の支払いがあった方の子ども医療助成費の申請について

高額な医療費の支払いがあった方は高額療養費・付加給付金に該当する場合があります。

江戸川区からは保険者から支給された高額療養費・付加給付金を差し引いた金額を助成します。

① 高額療養費について

江戸川区では一律の基準(区分ウ)の金額まで助成しています。

一律の基準以上の支払いがあった方は、加入している保険者より医療費の支給を受けてください。

【自己負担限度額の算定基準（区分ウ）】

$$85,800 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 286,000 \text{ 円}) \times 1\%$$

例)総医療費 400,000 円 自己負担額 120,000 円の場合

$$85,800 + (400,000 - 286,000) \times 1\% = 86,940$$

自己負担額は 86,940 円となります。自己負担額 120,000 円から 86,940 円を差し引いた 33,060 円が高額療養費として保険者から支給されます。

② 付加給付金について

保険者独自で定められた金額を超える医療費の支払いがあった場合、その金額を加入している保険者から支給される制度です。

→おおよそ 20,000 円以上支払った方(保険外診療・食事代は除く)は、付加給付金が支給されるか保険者へ問い合わせをお願いします。

→付加給付金が支給される場合は必要な書類基本セット 5 点に加えて、保険者より発行される

支給決定通知書(原本)をご提出ください。

高額療養費・付加給付金の詳しい内容や支給方法については、加入している健康保険組合にお問合せください。その他ご不明な点等ございましたら下記担当にお問合せください。

【問合わせ】

江戸川区役所児童家庭課医療費助成係
本庁舎 2 階 4 番窓口 (03-5662-8578)